

茨木市帯状疱疹ワクチン予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき実施する予防接種で、B類疾病に係るもののうち、高齢者の帯状疱疹ワクチン予防接種（以下「帯状疱疹ワクチン予防接種」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 帯状疱疹ワクチン予防接種の対象者は、帯状疱疹ワクチン予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及び本市に居住する者で市長が特に必要と認めるもののうち、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項の表帯状疱疹の欄に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する帯状疱疹ワクチン予防接種の対象者が長期にわたる療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより当該対象者であった間に帯状疱疹ワクチン予防接種を受けることができなかったと認められるときは、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間においては、当該対象者であった者を帯状疱疹ワクチン予防接種の対象者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、これまでに、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種を受けたことがある者は、原則、帯状疱疹ワクチン予防接種の対象者としない。ただし、帯状疱疹の予防接種を行う必要があると医師が認めるときはこの限りでない。

(実施方法)

第3 帯状疱疹ワクチン予防接種の実施方法は、市長の要望に応じて帯状疱疹ワクチン予防接種の実施に協力することを承諾した医師により行う個別接種とし、次に掲げるワクチンの種類に応じ、当該各号に定める回数を上限としていずれかを接種する。

(1) 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 対象者1人につき、2回

(2) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 対象者1人につき、1回

2 前項の規定にかかわらず、この要綱によらずに乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの予防接種を1回のみ受けたことがある者は、医師の判断により、乾燥組換え帯状疱疹ワクチン接種を1回に限りこの要綱に定める予防接種として受けることができる。

(実費の徴収)

第4 市長は、带状疱疹ワクチン予防接種を行った場合は、予防接種法第28条の規定により、当該带状疱疹ワクチン予防接種を受けた者から実費徴収金として次に掲げる額を徴収する。

(1) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン 1回につき11,000円

(2) 乾燥弱毒生水痘ワクチン 4,500円

2 前項各号の実費徴収金について、次に掲げる者については、当該実費徴収金を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。